

巻末資料

資料-1. 大野町環境基本条例

平成 15 年 3 月 25 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、そのほかの地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動そのほかの人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)にかかる被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壌などからなる環境を良好な状態に保持することにより、町民の健康を確保することを目的として行わなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において町民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減すること、そのほかの行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- (1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化遺産の保存、景観の保全など生活環境に関すること。

- (2) 森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護など自然環境に関すること。
- (3) 地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成など社会環境に関すること。
- (4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理など地球環境保全に関すること。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売、そのほかの事業活動を行うにあたっては、その事業活動にかかる製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売、そのほかの事業活動を行うにあたって、その事業活動にかかる製品、そのほかの物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源そのほかの環境への負荷の少ない原材料などを使用するよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、町が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第 6 条 町民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、町が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第 7 条 町長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、大野町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ大野町環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更についてもこれを準用する。

(町民の意見の反映)

第 8 条 町は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮)

第 9 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、豊かで快適な環境の保全及び創出に配慮しなければならない。

(推進体制)

第 10 条 町は、環境施策を実効的かつ総合的に推進するため、体制を整備、充実するよう努めるものとする。

(環境教育などの推進)

第 11 条 町は、町民及び事業者が、豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者が、自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進、そのほかの必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動の促進)

第 12 条 町は、町民、事業者又はこれらのもので構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全及び創出のための自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 13 条 町は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自主的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(町の指導等)

第 14 条 町は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要と認めるときは、町民、事業者などに対し、支援、指導、勧告、助言などを行うことができる。

(広域的連携)

第 15 条 町は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力してその推進に努めるものとする。

2 町は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大野町環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大野町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項並びに重要事項を調査並びに審議する。

3 審議会は、前項に掲げるもののほか環境の保全及び創出に関し、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

資料-2. 温室効果ガス削減目標の検討根拠

(1) BAUケースの削減見込み量

表 部門別活動量の推計と 2013 年度および 2019 年度の温室効果ガス排出量

部門・分野		活動量	2030年度推計			温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂ /年)	
			2019年度 実績値	2030年度 推計値	増減率	2013年度	2019年度
① 産業部門	製造業	製造品出荷額	4,688,237 万円	4,758,561 万円	+1.50%	36.4	35.6
	建設業・鉱業	従業員数	671人	671人	0%	1.6	1.4
	農林水産業	従業員数	91人	91人	0%	2.8	2.1
②業務その他部門		床面積	288,026m ²	284,189m ²	-1.33%	26.3	21.2
③家庭部門		世帯数	8,170世帯	8,536世帯	+4.48%	30.9	25.3
④運輸部門（自動車）		自動車保有台数	19,286台	19,018台	-1.39%	55.7	42.7
⑤廃棄物部門（一般廃棄物）		焼却処理量	4,371t	4,485t	+2.62%	2.0	2.5
⑥その他ガス種		算出項目に応じて①～⑤の値を使用				6.5	6.1

○2030 年度 BAU ケース排出量 = 2019 年度温室効果ガス排出量 × 活動量の増減率

○2030 年度 BAU ケース削減量 = 2013 年度排出量 - 2030 年度 BAU ケース排出量

①産業部門

2030 年度 BAU ケース排出量 = $(35.6 \times 1.015) + (1.4 \times 1.0) + (2.1 \times 1.0) = 39.6$ 千 t-CO₂/年

2030 年度 BAU ケース削減量 = $(36.4 + 1.6 + 2.8) - 39.6 = \underline{1.2}$ 千 t-CO₂/年

②業務その他部門

2030 年度 BAU ケース排出量 = $(21.2 \times 0.9867) = 20.9$ 千 t-CO₂/年

2030 年度 BAU ケース削減量 = $26.3 - 20.9 = \underline{5.4}$ 千 t-CO₂/年

③家庭部門

2030 年度 BAU ケース排出量 = $(25.3 \times 1.0448) = 26.4$ 千 t-CO₂/年

2030 年度 BAU ケース削減量 = $30.9 - 26.4 = \underline{4.5}$ 千 t-CO₂/年

④運輸部門

2030 年度 BAU ケース排出量 = $(42.7 \times 0.9861) = 42.1$ 千 t-CO₂/年

2030 年度 BAU ケース削減量 = $55.7 - 42.1 = \underline{13.6}$ 千 t-CO₂/年

⑤廃棄物部門

2030 年度 BAU ケース排出量 = $(2.5 \times 1.0262) = 2.6$ 千 t-CO₂/年

2030 年度 BAU ケース削減量 = $2.0 - 2.6 = \underline{-0.6}$ 千 t-CO₂/年

⑥その他ガス種

表 その他ガス種の温室効果ガス排出量

分野・項目		温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂ /年)			活動量
		2013年度	2019年度	2030年度 BAU ケース	
(1) 燃料の燃 焼分野	①燃料の燃焼	0.00	0.056	0.057	製造品出荷額
	②自動車走行	0.93	0.58	0.59	自動車保有台数
(2) 農業分野	①水田からの排出	3.39	2.82	2.82	農林水産業従業 員数
	②耕地における肥料の使用	0.18	0.20	0.20	
	③耕地における農作物残さのす き込み	0.10	0.09	0.09	
	④家畜飼養	0.98	1.16	1.16	農林水産業従業 員数
	⑤家畜排せつ物管理	0.35	0.36	0.36	
(3) 廃棄物分 野	①一般廃棄物の焼却	0.07	0.14	0.14	ごみ焼却量
	②工場廃水の処理	0.00	0.01	0.01	製造品出荷額
	③し尿処理施設からの排出	0.02	0.02	0.02	世帯数
	④生活排水処理施設からの排出	0.46	0.61	0.64	世帯数
合計		6.5	6.1	6.1	

2030年度BAU ケース削減量 = 6.5 - 6.1 = 0.4 千 t-CO₂/年

(2)二酸化炭素排出係数の低減による温室効果ガスの削減見込み量

表 二酸化炭素排出係数の低減による温室効果ガスの削減見込み量

部門		①温室効 果ガス排 出量に占 める電力 の割合	温室効果ガス排出量・削減量 (千 t-CO ₂ /年)			
			②2030年度BAU ケース排出量	③2030年度BAU ケースの内電力 起源排出量 【①×②】	④排出係数の低減 を考慮した排出量 【③×(0.25÷ 0.426)】※	⑤電力排出係数の 低減による削減量 【③-④】
産業 部門	製造業	57.2%	36.1	20.7	12.1	<u>8.5</u>
	建設業・鉱業	30.5%	1.4	0.4	0.3	<u>0.2</u>
	農林水産業	9.9%	2.1	0.2	0.1	<u>0.1</u>
業務その他部門		75.2%	20.9	15.7	9.2	<u>6.5</u>
家庭部門		63.8%	26.4	16.9	9.9	<u>7.0</u>
運輸部門		0.0%	42.1	0.0	0.0	<u>0.0</u>

※二酸化炭素排出係数 2019年度:0.426kg-CO₂/kWh(中部電力ミライズ値)、2030年度:0.25kg-CO₂/kWh(地球温暖化対策計画の根拠資料想定値)

(3)太陽光発電の導入による削減見込み量

表 太陽光発電の導入による削減見込み量

項目	数値	備考
二酸化炭素排出係数	0.25kg-CO ₂ /kWh	地球温暖化対策計画の根拠資料想定値
kW あたり発電量 原単位	10kW 未満：1,354.2MWh/kW・年 10kW 以上：1,342.3MWh/kW・年	「環境省 REPOS」参照（パネルの設置方位：真南、パネル設置角度：10kW 未満は住宅を想定し 30°・10kW 以上は住宅以外を想定し 20°）
1 件あたり設備容量	10kW 未満：5.4kW/件 10kW 以上：31.8kW/件	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」参照（大野町 2017 年度～2021 年度の平均値）
年間導入件数	10kW 未満：60 件/年 10kW 以上：25 件/年 空地等の活用：600kW/年	想定値
2020 年度～2022 年度太陽光発電導入設備容量	10kW 未満：501.6kW 10kW 以上：1,213.8kW	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」参照（大野町実績値、2022 年度は 2017 年度～2021 年度の平均値）

※10kW 未満を家庭部門、10kW 以上および空地等の活用を業務部門と想定

2030 年度太陽光発電導入による削減量 = 太陽光発電導入による発電量 × 二酸化炭素排出係数

①家庭部門

太陽光発電導入による発電量(2030 年度想定値)

$$= \{ \text{【2020 年度～2022 年度導入設備容量実績値(501.6kW)] + 【2023 年度～2030 年度導入設備容量想定値(5.4kW/件} \times 60 \text{ 件/年} \times 8 \text{ 年)} \} \times 1,354.2\text{kWh/kW} \cdot \text{年}$$

$$= 4,189.4\text{MWh/年}$$

$$2030 \text{ 年度削減量} = 4,189.4\text{MWh/年} \times 0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = \underline{\underline{1.0 \text{ 千 t-CO}_2/\text{年}}}$$

②業務その他部門(建物)

太陽光発電導入による発電量(2030 年度想定値)

$$= \{ \text{【2020 年度～2022 年度導入設備容量実績値(1,213.8kW)] + 【2023 年度～2030 年度導入設備容量想定値(31.8kW/件} \times 25 \text{ 件/年} \times 8 \text{ 年)} \} \times 1,342.3\text{kWh/kW} \cdot \text{年}$$

$$= 10,166.3\text{MWh/年}$$

$$2030 \text{ 年度削減量} = 10,166.3\text{MWh/年} \times 0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = \underline{\underline{2.5 \text{ 千 t-CO}_2/\text{年}}}$$

③業務その他部門(建物)

太陽光発電導入による発電量(2030 年度想定値)

$$= \text{【2023 年度～2030 年度導入設備容量想定値(600kW/年} \times 8 \text{ 年)} \} \times 1,342.3\text{kWh/kW} \cdot \text{年}$$

$$= 6,443.0\text{MWh/年}$$

$$2030 \text{ 年度削減量} = 6,443.0\text{MWh/年} \times 0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = \underline{\underline{1.6 \text{ 千 t-CO}_2/\text{年}}}$$

資料-3. 大野町の環境特性

(1) 地球環境(資源エネルギーの状況)

表 太陽光発電設備の設置状況（町の補助金申請による住宅への設置及び町有施設への設置）

項目	2019年度	2020年度	2021年度
住宅（件）	39	14	16
町有施設（件）	0	0	0

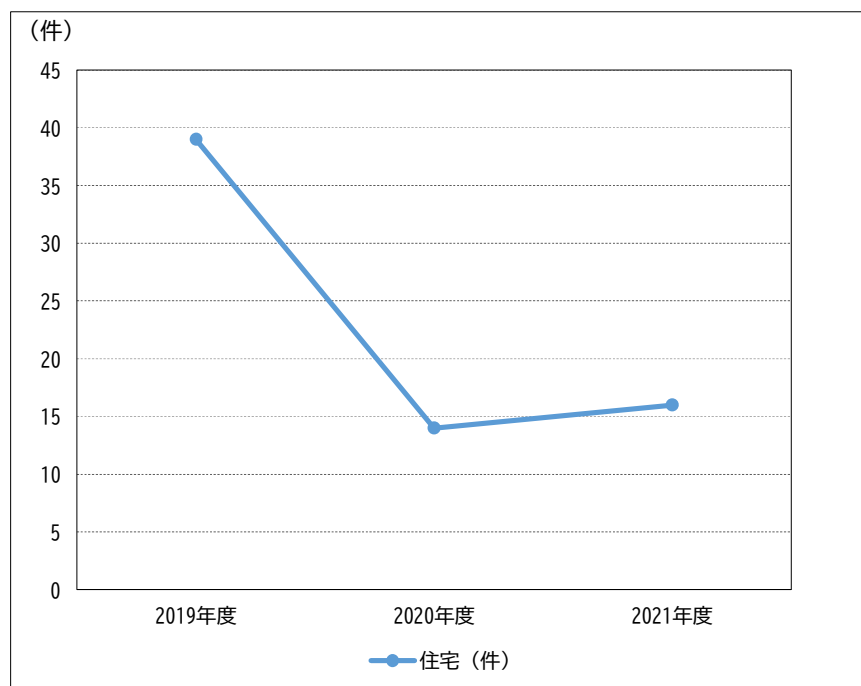


図 太陽光発電設備の設置状況（町の補助金申請による住宅への設置及び町有施設への設置）

(2)生活環境(ごみ)

表 ごみの排出量

(単位：t)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
可燃物	4,370.68	4,438.39	4,450.24
収集	3,085.02	3,170.94	3,128.57
持ち込み	1,285.66	1,267.45	1,321.67
粗大ゴミ	634.60	704.40	750.00
ペットボトル	28.22	30.04	29.05
缶	33.94	31.52	28.95
びん	93.24	94.28	93.62
金属	49.94	65.53	63.83
有害物	8.86	9.61	8.65
その他プラスチック	102.55	107.88	114.86
その他	180.60	288.70	233.00
計	5,502.63	10,208.74	10,222.44

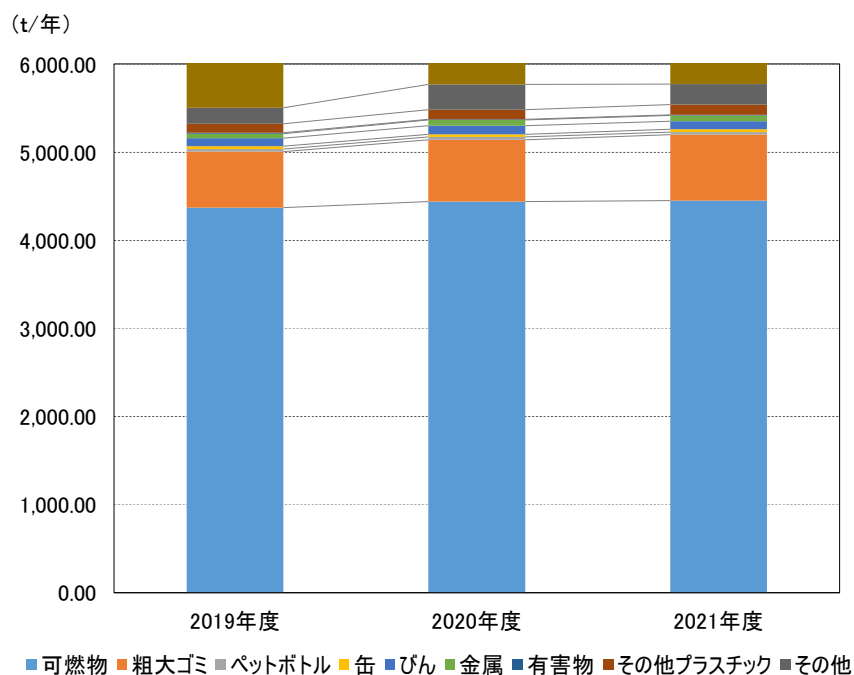


図 ごみの排出量

表 1人1日あたりの可燃物排出量

項目	2019年度	2020年度	2021年度
町全体の排出量 (t/年)	4,371	4,438	4,450
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	520	531	560

表 1人1日あたりの生活系ごみ排出量

項目	2020年度		
	大野町	揖斐川町	池田町
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	532	718	558

表 ごみのリサイクル率

(単位：%)

町名	2019年度	2020年度	2021年度	分別数
大野町	6.1	6.5	6.4	11

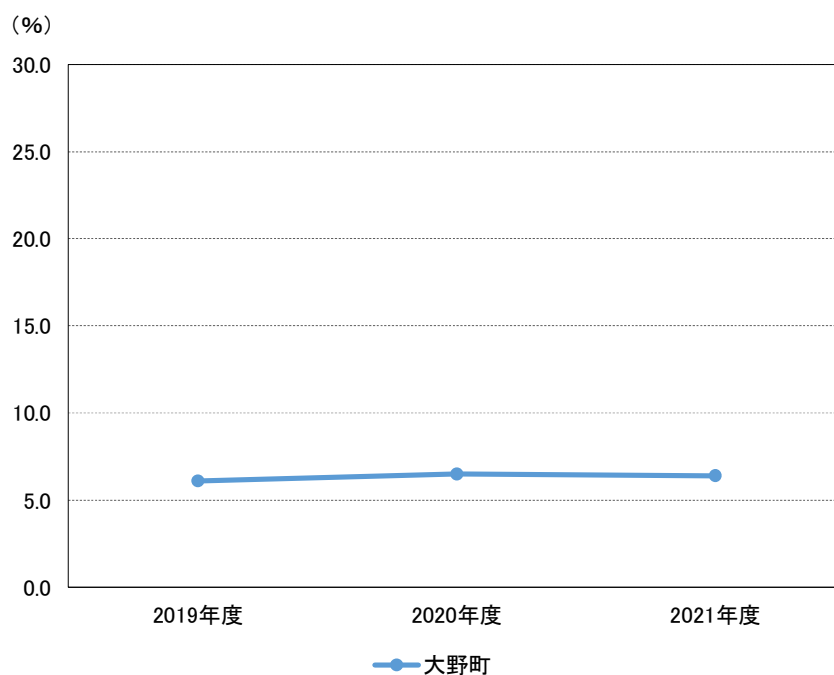


図 ごみのリサイクル率

(3)生活環境(大気)

表 大気環境の測定結果（二酸化硫黄）

項目	測定局	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
1時間値の 最高値 (ppm)	大垣中央	0.027	0.015	0.019	0.1以下
	大垣南部	0.027	0.018	0.021	
	大垣西部	0.017	0.017	0.012	
	羽島	0.014	0.016	0.013	
1時間値の 1日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	大垣中央	0	0	0	0.04以下
	大垣南部	0	0	0	
	大垣西部	0	0	0	
	羽島	0	0	0	
日平均値の 2%除外値 (ppm)	大垣中央	0.005	0.003	0.003	0.04以下
	大垣南部	0.009	0.006	0.005	
	大垣西部	0.003	0.003	0.002	
	羽島	0.006	0.008	0.008	
年平均値 (ppm)	大垣中央	0.001	0.001	0.001	-
	大垣南部	0.003	0.002	0.001	
	大垣西部	0.001	0.001	0.001	
	羽島	0.004	0.005	0.005	

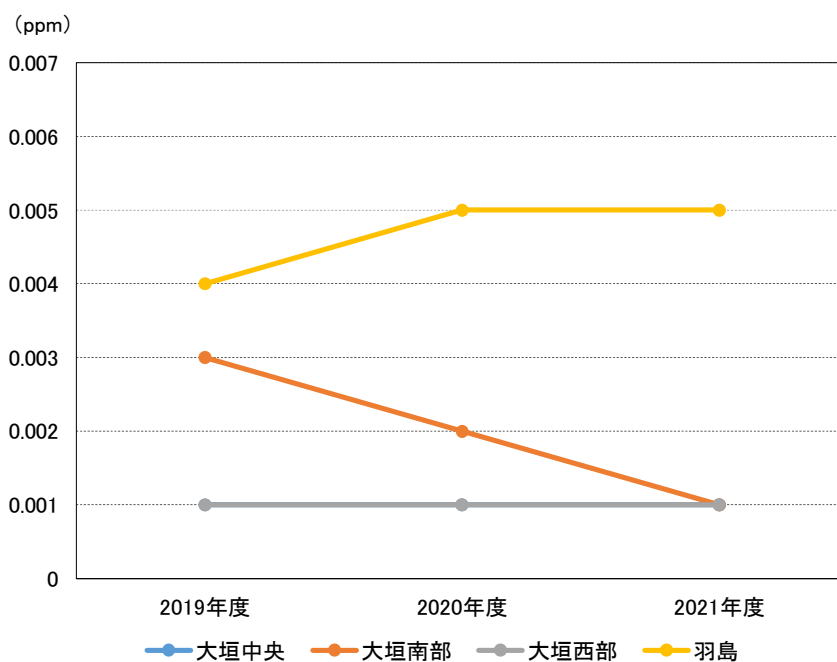


図 大気環境の測定結果（二酸化硫黄）

表 大気環境の測定結果（浮遊粒子状物質）

項目	測定局	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
1時間値の 最高値 (mg/m ³)	大垣中央	0.077	0.143	0.092	0.20以下
	大垣南部	0.160	0.133	0.104	
	大垣西部	0.060	0.134	0.818	
	大垣赤坂	0.069	0.117	0.061	
	羽島	0.091	0.149	0.133	
1時間値の 1日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	大垣中央	0	0	0	0.10以下
	大垣南部	0	0	0	
	大垣西部	0	0	0	
	大垣赤坂	0	0	0	
	羽島	0	0	0	
日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	大垣中央	0.041	0.035	0.031	0.10以下
	大垣南部	0.048	0.040	0.029	
	大垣西部	0.036	0.035	0.025	
	大垣赤坂	0.035	0.034	0.025	
	羽島	0.025	0.037	0.026	
年平均値 (mg/m ³)	大垣中央	0.017	0.017	0.017	-
	大垣南部	0.017	0.016	0.015	
	大垣西部	0.015	0.014	0.011	
	大垣赤坂	0.014	0.013	0.013	
	羽島	0.010	0.012	0.010	

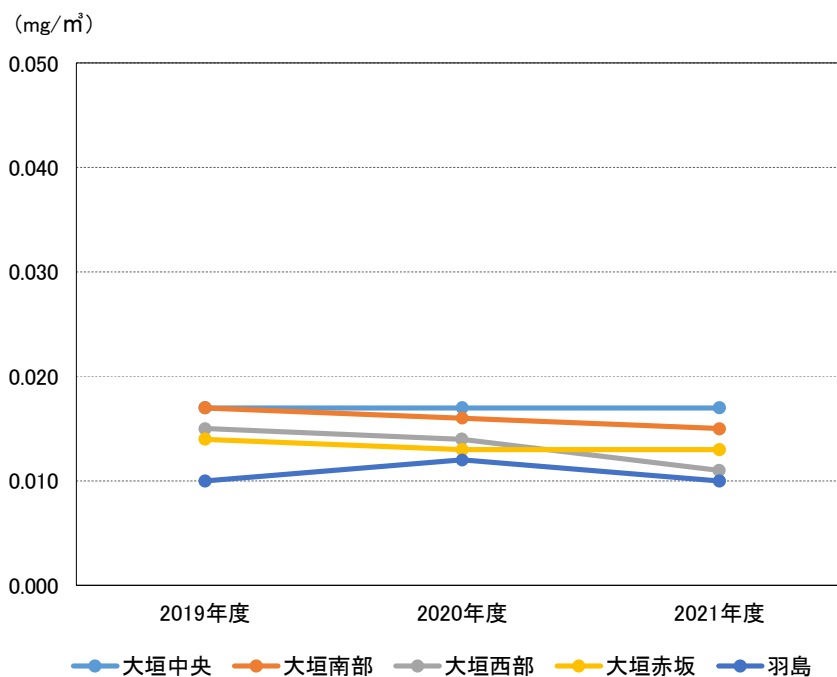


図 大気環境の測定結果（浮遊粒子状物質）

表 大気環境の測定結果（二酸化窒素）

項目	測定局	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
1時間値の 最高値 (ppm)	大垣中央	0.042	0.037	0.031	-
	大垣南部	0.039	0.033	0.032	
	羽島	0.043	0.046	0.043	
日平均値の 年間98%値 (ppm)	大垣中央	0.017	0.016	0.014	0.04から 0.06までの ゾーン内又は それ以下
	大垣南部	0.017	0.016	0.014	
	羽島	0.020	0.018	0.015	
年平均値 (ppm)	大垣中央	0.008	0.009	0.008	-
	大垣南部	0.008	0.009	0.007	
	羽島	0.010	0.007	0.007	

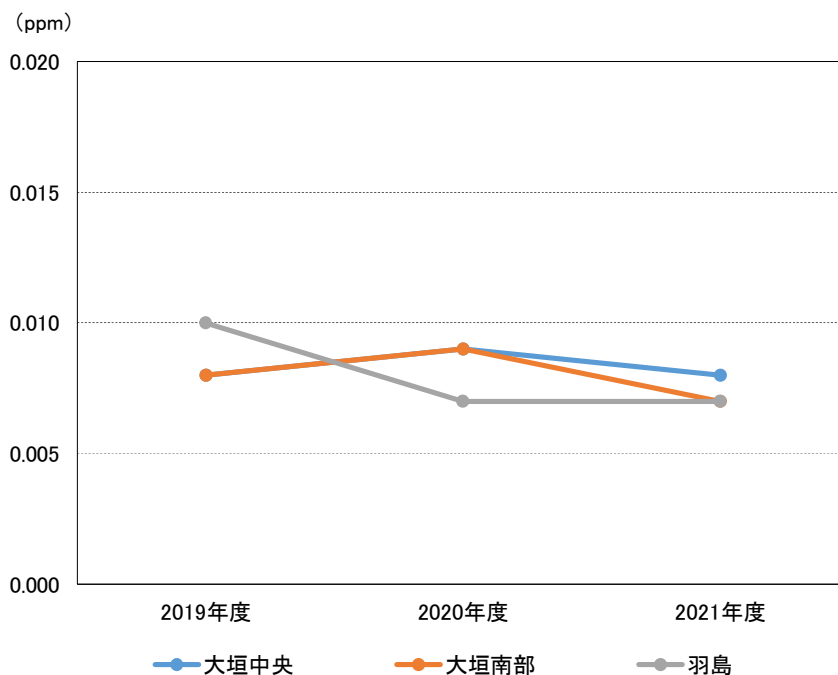


図 大気環境の測定結果（二酸化窒素）

表 大気環境の測定結果（光化学オキシダント）

項目	測定局	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	大垣中央	0.126	0.111	0.099	0.06以下
	大垣南部	0.126	0.110	0.097	
	羽島	0.069	0.123	0.100	
日最高 1時間値の 年平均値 (ppm)	大垣中央	0.049	0.049	0.046	-
	大垣南部	0.047	0.047	0.048	
	羽島	0.038	0.050	0.046	
昼間 年平均値 (ppm)	大垣中央	0.035	0.036	0.034	-
	大垣南部	0.033	0.034	0.035	
	羽島	0.029	0.036	0.033	

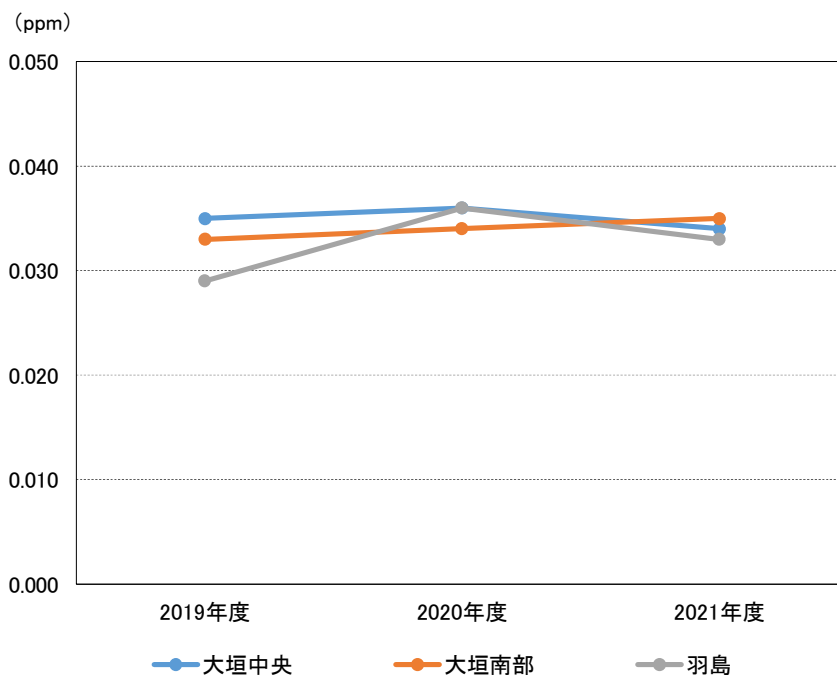


図 大気環境の測定結果（光化学オキシダント）

表 ダイオキシン類の測定結果（三水川）

測定地点	測定項目	2009年度	2014年度	2021年度	環境基準
三水川 (三水川橋)	河川水 (pg-TEQ/L)	0.21	0.074	0.30	1
	河川底質 (pg-TEQ/g)	5.2	4.5	22	150

(4)生活環境(水)

表 浄化槽設置基数及び生活排水処理率

項目		2019年度	2020年度	2021年度
汲み取り(基)		461	456	455
浄化槽 (基)	単独	3,058	2,894	2,746
	合併	4,825	5,076	5,284
世帯数(世帯)		7,952	8,054	8,144
生活排水処理率(%)		75.90	80.10	84.10

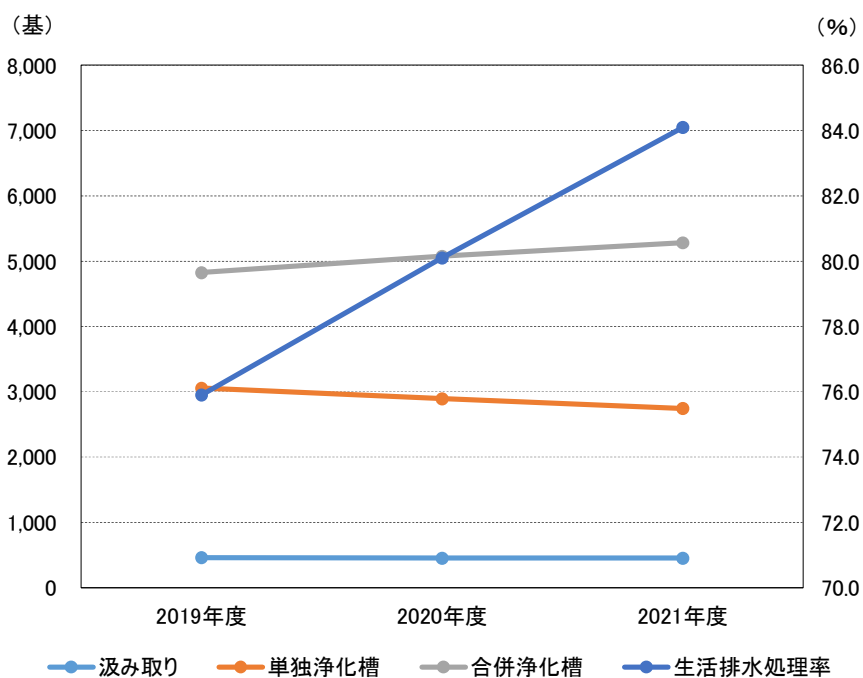


図 浄化槽設置基数及び生活排水処理率

表 水質の測定結果(三水川(上流部))

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	7.2	7.5	7.4	7.0	7.4	7.4	7.4	6.9	7.3	7.0	8.0	7.0	6.5~8.5 (環境基準;生活環境項目)
BOD (mg/L)	1.6	0.6	1.3	1.6	1.4	2.2	1.5	1.8	1.5	1.8	0.8	1.4	2以下 (環境基準;生活環境項目)
SS (mg/L)	1	1未満	4	6	2	5	8	5	1	1	1	1	25以下 (環境基準;生活環境項目)
DO (mg/L)	9.2	9.2	10.0	9.8	8.8	8.2	10.0	9.8	10.0	11.0	11.0	11.0	7.5以上 (環境基準;生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3,100	16,000超	7,000	1,400	16,000超	16,000超	7,900	2,700	3,300	16,000超	16,000超	16,000超	1000以下 (環境基準;生活環境項目)
COD (mg/L)	3.4	2.0	3.0	5.7	2.9	4.6	2.6	5.6	2.2	4.2	2.0	4.4	6以下 (農業(水稲)用水基準)
T-N (mg/L)	0.60	0.70	0.54	1.10	0.84	0.56	0.62	0.87	0.55	0.72	0.87	1.00	1以下 (農業(水稲)用水基準)
T-P (mg/L)	0.05未満	0.1	0.05未満	0.1	0.1	0.2	0.05未満	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	-
糞便性大腸菌 群数(個/100mL)	610	9,800	140	11	120	3,000	100	130	84	2,400	380	46	-

表 水質の測定結果（三水川（藤五郎橋））

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	7.2	6.8	7.7	7.2	7.5	7.0	8.1	7.3	7.0	6.9	8.6	8.1	6.5~8.5 (環境基準；生活環境項目)
BOD (mg/L)	1.6	0.8	1.4	1.6	1.3	1.0	1.2	1.7	1.5	1.2	1.6	1.8	2以下 (環境基準；生活環境項目)
SS (mg/L)	2	9	1	4	2	1	2	2	7	2	1未満	1	25以下 (環境基準；生活環境項目)
DO (mg/L)	8.6	8.4	11.0	13.0	9.6	8.4	12.0	11.0	8.7	10.0	12.0	13.0	7.5以上 (環境基準；生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	16,000超	16,000超	3,300	4,900	16,000超	16,000超	13,000	2,300	16,000超	16,000超	7,900	1,300	1000以下 (環境基準；生活環境項目)
COD (mg/L)	2.7	3.6	1.4	4.1	3.3	2.4	1.8	2.8	2.4	2.7	2.2	3.4	6以下 (農業（水稲）用水基準)
T-N (mg/L)	0.79	1.10	0.47	0.79	0.62	0.88	0.57	0.73	0.84	1.00	0.89	0.69	1以下 (農業（水稲）用水基準)
T-P (mg/L)	0.1	0.1	0.05未満	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1	0.1	0.1	0.1	-
糞便性大腸菌 群数 (個/100mL)	720	7,300	85	40	160	410	47	120	410	3,300	190	190	-

表 浄水質の測定結果（三水川（稻荷橋））

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	6.9	6.9	7.1	7.1	7.2	7.1	7.3	7.1	7.0	6.7	7.4	7.8	6.5~8.5 (環境基準；生活環境項目)
BOD (mg/L)	3.0	0.8	1.9	1.5	1.4	1.1	1.6	1.9	1.6	1.1	1.5	1.5	2以下 (環境基準；生活環境項目)
SS (mg/L)	5	4	1未満	8	11	2	2	4	3	3	1未満	5	25以下 (環境基準；生活環境項目)
DO (mg/L)	8.4	10.0	11.0	12.0	8.2	12.0	12.0	10.0	10.0	11.0	13.0	12.0	7.5以上 (環境基準；生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	16,000超	16,000超	4,600	7,900	14,000	11,000	3,300	4,900	4,900	16,000超	4,900	4,900	1000以下 (環境基準；生活環境項目)
COD (mg/L)	4.8	1.8	1.6	3.9	3.4	1.3	1.8	1.8	1.6	1.5	1.4	3.0	6以下 (農業（水稲）用水基準)
T-N (mg/L)	1.40	1.20	0.92	1.10	1.20	1.10	0.99	1.00	1.10	1.30	0.82	0.83	1以下 (農業（水稲）用水基準)
T-P (mg/L)	0.1	0.05未満	0.05未満	0.1	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1	-
糞便性大腸菌 群数 (個/100mL)	670	6,100	170	22	160	830	230	140	270	3,000	200	350	-

表 水質の測定結果（三水川（下方橋））

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	7.0	6.8	7.2	7.1	7.3	7.0	7.3	7.0	7.0	6.8	7.4	7.4	6.5~8.5 (環境基準；生活環境項目)
BOD (mg/L)	1.7	0.6	1.4	1.3	1.5	1.2	1.8	1.5	1.5	1.0	1.5	1.6	2以下 (環境基準；生活環境項目)
SS (mg/L)	6	5	2	6	7	1	2	2	3	3	1	4	25以下 (環境基準；生活環境項目)
DO (mg/L)	9.4	9.0	12.0	11.0	14.0	10.0	12.0	10.0	10.0	11.0	13.0	11.0	7.5以上 (環境基準；生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	16,000超	16,000超	4,900	11,000	7,900	16,000超	7,900	7,900	3,300	16,000超	4,900	1,300	1000以下 (環境基準；生活環境項目)
COD (mg/L)	2.1	1.5	1.2	2.7	2.8	1.3	1.4	2.0	1.4	1.2	1.0	2.6	6以下 (農業（水稲）用水基準)
T-N (mg/L)	1.10	1.10	0.89	1.00	1.10	1.00	0.96	1.00	1.00	1.20	0.88	0.85	1以下 (農業（水稲）用水基準)
T-P (mg/L)	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1	-
糞便性大腸菌 群数 (個/100mL)	260	6,000	180	14	240	590	73	94	130	2,300	72	210	-

表 水質の測定結果（三水川（下流部））

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	7.3	7.3	7.5	7.2	7.5	7.8	7.7	7.2	7.2	7.0	7.7	7.6	6.5~8.5 (環境基準；生活環境項目)
BOD (mg/L)	2.5	0.9	1.7	1.5	1.5	0.8	1.3	1.8	1.2	0.7	1.9	1.3	2以下 (環境基準；生活環境項目)
SS (mg/L)	7	7	3	7	4	1	2	4	8	4	1未満	1	25以下 (環境基準；生活環境項目)
DO (mg/L)	8.2	8.4	13.0	12.0	11.0	13.0	13.0	12.0	11.0	12.0	12.0	13.0	7.5以上 (環境基準；生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,900	16,000超	4,600	4,900	11,000	13,000	2,300	1,700	9,400	16,000超	13,000	1,700	1000以下 (環境基準；生活環境項目)
COD (mg/L)	2.4	2.4	1.2	4.3	2.3	1.3	1.1	2.0	1.4	1.3	0.8	2.4	6以下 (農業（水稲）用水基準)
T-N (mg/L)	0.85	0.90	0.82	1.00	0.91	0.80	0.83	1.00	1.00	1.00	0.81	0.77	1以下 (農業（水稲）用水基準)
T-P (mg/L)	0.1	0.05未満	0.05未満	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1	-
糞便性大腸菌 群数 (個/100mL)	160	3,400	60	110	110	570	74	180	120	3,600	56	420	-

表 水質の測定結果（花田川（花田橋））

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	7.3	7.8	7.9	7.1	7.6	8.6	8.0	7.2	7.7	7.5	8.0	7.4	6.5~8.5 (環境基準；生活環境項目)
BOD (mg/L)	3.1	1.3	2.6	3.3	2.2	2.1	5.3	2.7	2.0	1.2	2.0	5.7	2以下 (環境基準；生活環境項目)
SS (mg/L)	11	9	4	10	7	6	4	6	4	7	1	7	25以下 (環境基準；生活環境項目)
DO (mg/L)	8.8	8.2	9.4	12.0	9.2	9.0	11.0	9.4	10.0	11.0	12.0	9.4	7.5以上 (環境基準；生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	16,000超	1000以下 (環境基準；生活環境項目)
COD (mg/L)	4.8	2.5	3.5	5.7	3.4	2.5	4.6	5.6	2.8	2.7	3.0	6.6	6以下 (農業（水稲）用水基準)
T-N (mg/L)	0.79	0.61	0.67	0.88	0.72	0.53	0.51	0.76	0.61	0.78	0.83	3.00	1以下 (農業（水稲）用水基準)
T-P (mg/L)	0.1	0.1	0.05未満	0.1	0.1	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1	0.1	0.4	-
糞便性大腸菌 群数 (個/100mL)	16,000超	10,000	3,900	100	1,900	940	79	130	410	2,900	600	1,000	-

表 水質の測定結果（花田川（樋門））

測定項目	2019年度				2020年度				2021年度				評価基準
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	
pH	7.5	7.9	8.7	7.4	7.6	9.0	8.8	7.4	7.6	7.8	8.7	7.7	6.5~8.5 (環境基準；生活環境項目)
BOD (mg/L)	2.3	1.1	1.5	2.0	1.6	1.3	1.7	1.5	1.8	0.9	1.6	1.8	2以下 (環境基準；生活環境項目)
SS (mg/L)	13	6	2	5	11	1未満	1未満	2	13	4	3	4	25以下 (環境基準；生活環境項目)
DO (mg/L)	8.4	9.8	13.0	11.0	11.0	12.0	14.0	9.8	10.0	13.0	12.0	11.0	7.5以上 (環境基準；生活環境項目)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	16,000超	16,000超	7,900	16,000超	16,000超	4,900	7,000	16,000超	16,000超	16,000超	490	16,000超	1000以下 (環境基準；生活環境項目)
COD (mg/L)	2.8	2.2	2.7	4.5	3.5	2.1	1.7	2.2	2.3	1.5	2.1	2.2	6以下 (農業（水稲）用水基準)
T-N (mg/L)	0.69	0.75	0.60	1.10	1.00	0.42	0.58	0.85	0.81	0.82	0.71	1.00	1以下 (農業（水稲）用水基準)
T-P (mg/L)	0.1	0.1	0.05未満	0.1	0.1	0.1	0.05未満	0.1	0.05未満	0.1	0.1	0.1	-
糞便性大腸菌 群数 (個/100mL)	1,400	3,300	110	27	500	1,400	21	16	1,200	1,200	58	840	-

(5)生活環境(廃棄物処理施設における環境の状況)

表 ダスト濃度の測定結果(焼却施設)

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	規制基準
ダスト濃度 (g/m ³ N)	A系炉	0.002	0.001未満	0.005未満	0.15以下
	B系炉	0.004	0.002	0.002未満	0.15以下
	D系炉	0.001未満	0.001未満	0.003未満	0.08以下

表 硫黄酸化物の測定結果(焼却施設)

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	規制基準
硫黄酸化物 (ppm)	A系炉	7	0.6未満	0.1未満	K値17.5以下
	B系炉	16	3.3	0.1未満	K値17.5以下
	D系炉	0.7未満	0.7未満	0.1未満	700以下

表 窒素酸化物の測定結果(焼却施設)

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	規制基準
窒素酸化物 (ppm)	A系炉	59	49	28	250以下
	B系炉	40	25	27	250以下
	D系炉	24	31	21	250以下

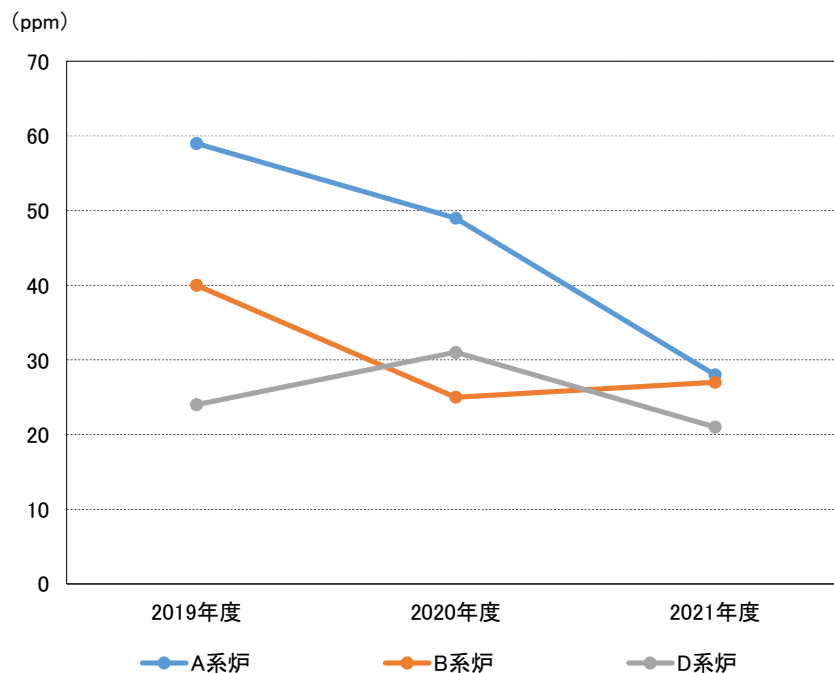


図 窒素酸化物の測定結果(焼却施設)

表 塩化水素の測定結果（焼却施設）

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	規制基準
塩化水素 (ppm)	A系炉	43	29	15	700以下
	B系炉	50	38	25	700以下
	D系炉	25	17	43	700以下

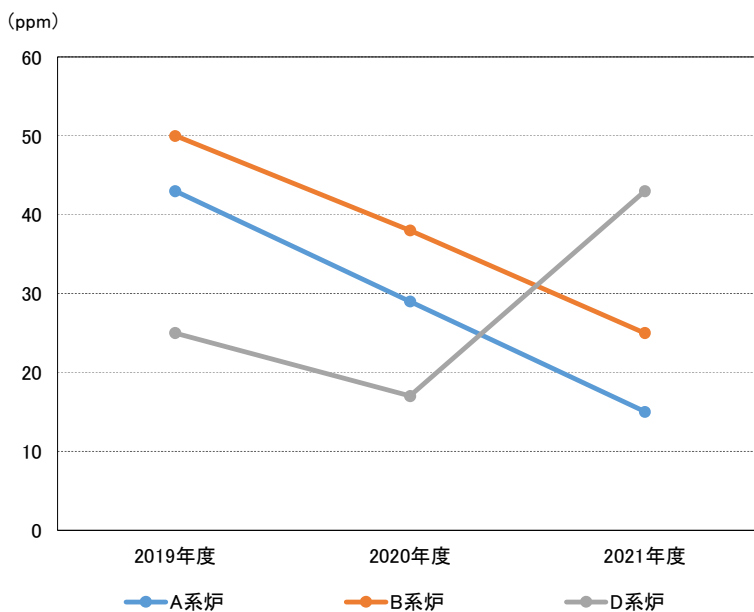


図 塩化水素の測定結果（焼却施設）

表 ダイオキシン類の測定結果（焼却施設）

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	規制基準
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	A系炉	0.0065	0.0052	0.0210	5以下
	B系炉	0.0050	0.0095	0.0220	5以下
	D系炉	0.0075	0.0054	0.0025	1以下

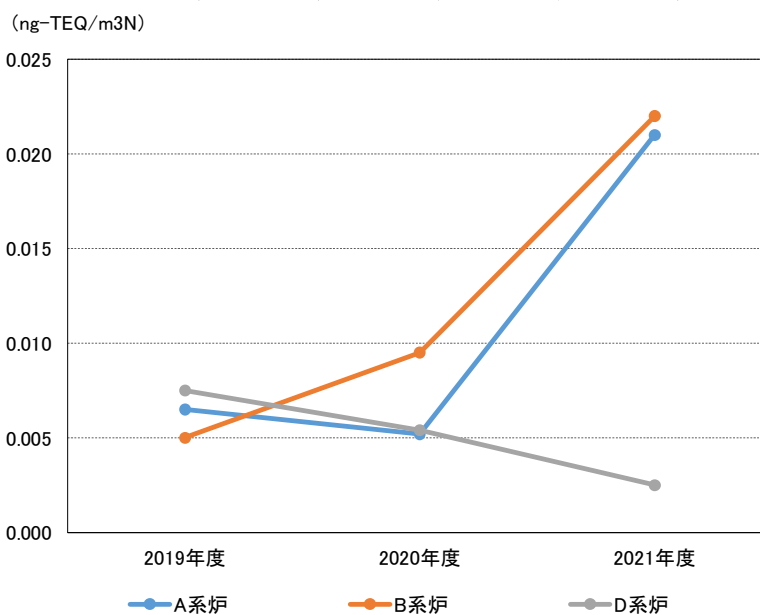


図 ダイオキシン類の測定結果（焼却施設）

表 地下水水質の測定結果 [電気伝導率] (一般廃棄物最終処分場)

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
電気伝導率 (ms/m)	No.1	9.0	9.3	9.3	—
	No.2	9.3	9.3	9.5	—

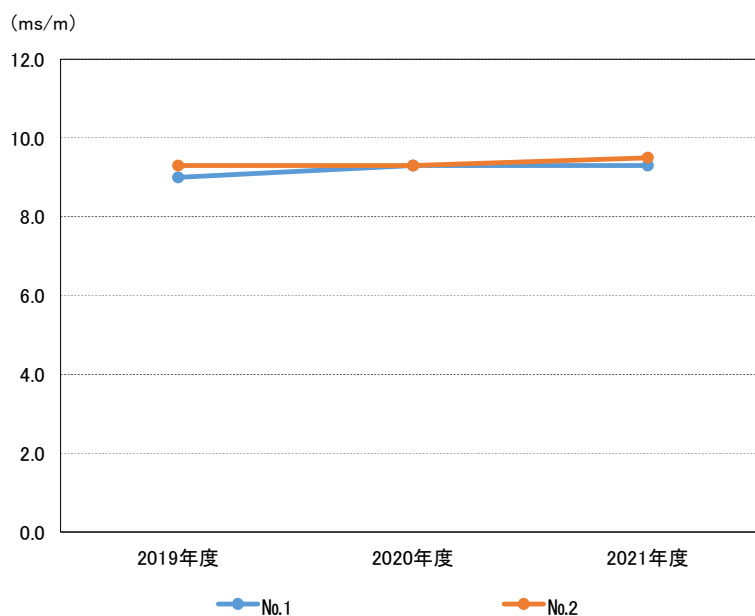


図 地下水水質の測定結果 [電気伝導率] (一般廃棄物最終処分場)

表 地下水水質の測定結果 [塩素イオン] (一般廃棄物最終処分場)

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
塩素イオン (mg/L)	No.1	2.0	2.0	2.0	—
	No.2	2.0	2.0	2.0	—

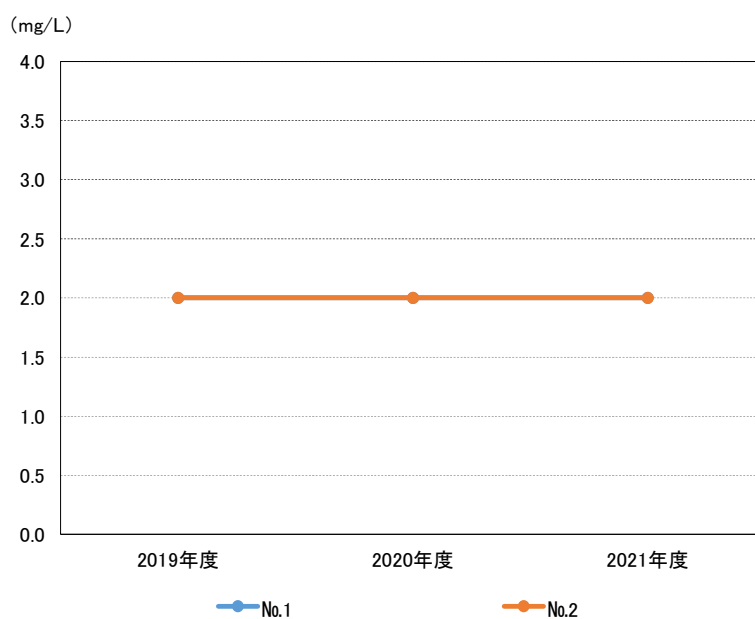


図 地下水水質の測定結果 [塩素イオン] (一般廃棄物最終処分場)

表 地下水水質の測定結果 [ダイオキシン類] (一般廃棄物最終処分場)

物質名	測定箇所	2019年度	2020年度	2021年度	環境基準
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	No.1	0.067	0.057	0.067	—
	No.2	0.066	0.055	0.066	—

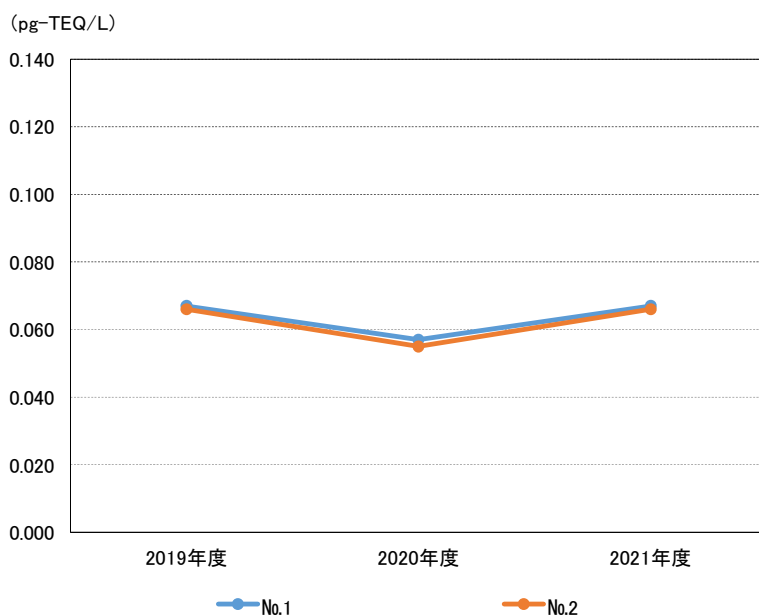


図 地下水水質の測定結果 [ダイオキシン類] (一般廃棄物最終処分場)

(6)生活環境(公害苦情件数)

表 公害苦情件数

項目	2019年度	2020年度	2021年度
大気汚染	0	0	0
水質汚濁	4	6	0
騒音・振動	1	0	1
悪臭	0	2	0
土壌汚染	0	0	0
地盤沈下	0	0	0

資料-4. 環境用語集

(1) 地球環境

①BEMS（ベムス）

- ・「ビルエネルギーマネジメントシステム（Building Energy Management System）」の略称である。
- ・照明や空調などオフィスビルなどで用いられるエネルギー機器・設備の運転やエネルギー使用状況を監視・管理することで、ビル全体の省エネ制御を一元化するシステムである。

②HEMS（へムス）

- ・「ホームエネルギーマネジメントシステム（Home Energy Management System）」の略称である。
- ・電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりできる。

③IPCC

- ・「Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）」の略称である。
- ・1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された、気候変動とその対策に関する科学的な知見を提供している世界的な組織である。

④kWh（キロワットアワー）【単位】

- ・エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位（物理単位）であり、英語の「kilo watt hour」の略称である。

$$1\text{MWh}=1,000\text{kWh}$$

⑤ZEH（ゼッチ）

- ・「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称である。
- ・住まいの断熱性能や省エネ性能を向上し、さらに太陽光発電などで生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより、年間の一次消費エネルギー量をおおむねゼロ以下にする住宅のことを指す。

⑥エネルギーミックス

- ・複数の発電方法を効率的に組み合わせた電源構成の最適化のことを指す。

⑦海洋プラスチック

- ・海に存在するプラスチックごみのことを指す。
- ・海に捨てられたプラスチックは波や砂、紫外線の影響で小さくなり、自然分解されないごみとなり、人体への健康被害にも関わる。

⑧カーボンニュートラル

- ・温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを指す。
- ・具体的には、産業活動により排出される二酸化炭素をはじめとする人為的な温室効果ガスの排出から、植林等の森林管理による温室効果ガスの吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすることである。

⑨気候変動

- ・気温および気象パターンの長期的な変化のことを指す。
- ・1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼による温室効果ガス排出量の増加である。

⑩クリーンエネルギー

- ・太陽光発電や水力発電のように、二酸化炭素や窒素酸化物など、大気汚染物質や温室効果ガスを排出しない、あるいは排出が少ないエネルギーのことを指す。

⑪グリーン購入

- ・製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することを指す。

⑫次世代自動車

1)HV

- ・「Hybrid Vehicle」の略称で、「ハイブリッド自動車」のことである。
- ・エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、これらを効率的に使い分け、もしくは組み合わせることで低燃費を実現する。

2)PHV

- ・「Plug-in Hybrid Vehicle」の略称で、外部から電源をつないで充電できるハイブリッド自動車のことである。
- ・EVと異なりエンジンも搭載しているため、ガソリンエンジンで自走することもできる。

3)FCV

- ・「Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）」の略称である。
- ・燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発生した電気でモーターを回転させる自動車を指す。
- ・二酸化炭素が発生しない環境にやさしい自動車である。

4)クリーンディーゼル車

- ・通常のディーゼルエンジンに比べ、粒子状物質や窒素酸化物の排出量の少ないディーゼルエンジンを搭載した自動車である。

⑬自立分散型エネルギー

- ・再生可能エネルギー等を最大限活用してエネルギーの地産地消を実現し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給できるエネルギーシステムを指す。

⑭スマートメーター

- ・30分ごとの電力使用量をデジタルで計測する電力量計のことである。
- ・BEMSやHEMSと連携することで、建物の電力使用状況を閲覧することが可能である。

⑮トッランナー機器

- ・家電機器等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている機器を指す。

⑯ハイブリッド建機

- ・エンジンとモーターで動く建設機械のことであり、従来の建設機械に比べガソリンの使用量が少なく、温室効果ガスの排出量を削減できる。

(2)生活環境(大気)**①二酸化硫黄**

- ・硫黄の酸化物で、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体である。
- ・硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼時に発生する。また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。
- ・呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、四日市ぜんそくが挙げられる。

②浮遊粒子状物質

- ・大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいう。
- ・発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来
- ・（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子と、ガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。
- ・粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼす。

③二酸化窒素

- ・窒素の酸化物で、刺激臭のある赤褐色の気体である。
- ・発生源は、ボイラーなどの固定発生源や、自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。また、生物活動に由来する自然発生がある。地球規模では、二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生している。
- ・人の健康への影響について、高濃度になると呼吸器系疾患率の増加などが知られている。また、

二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるとともに、光化学オキシダントの原因物質でもある。

④光化学オキシダント

- 大気中の窒素酸化物、炭化水素類、揮発性有機化合物などが、紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成される酸化性物質で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質である。
- この物質の発生は、気温、風向、風速、日射量などの気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度になりやすい。
- 強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。

⑤ダイオキシン類

- ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。
- これらの物質は、炭素、水素、塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。
- 毒性、発ガン性、免疫異常、内臓障害の発症が懸念される。なお、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発ガンのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

<単位について>

- pg(ピコグラム)：1兆分の1グラム
 - ng(ナノグラム)：10億分の1グラム
 - TEQ(Toxic Equivalents：毒性等量)
 - 毒性の強さを加味したダイオキシン類の量を表す。
 - 対象化合物のTEF(毒性等価係数)と測定量を掛け算して求める。化合物が複数ある場合は、化合物ごとにTEFと測定量を掛け算し、それらの結果を足し合わせる。
 - 例えば、対象化合物のTEFが0.1で測定量が10ピコグラムの場合、TEQは $0.1 \times 10 = 1\text{pg-TEQ}$ となる。
 - 一般的に、ダイオキシン類の濃度を表す場合は、このTEQに換算した値を使う（大気中のダイオキシン類濃度は $1\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 水質中のダイオキシン類濃度は $1\text{pg-TEQ}/\text{L}$ のように表す)。
- *TEF(Toxic Equivalency Factor：毒性等価係数)は、最も毒性が強い化合物の毒性を1として、対象化合物の毒性の強さを相対的に表した値である。

⑥ppm【単位】

- 「parts per million (パーツ・パー・ミリオン)」の略称であり、100万分の1を示す。
- 主に濃度を表すために用いられる。

(3)生活環境(水)

①大腸菌群数

- ・大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。
- ・水質の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚れを知る尺度として用いられている。

②pH（水素イオン濃度指数）

- ・水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標である。水素イオン濃度の逆数の常用対数で示される。pHが7のときを中性とし、7を超えるとアルカリ性、7未満を酸性という。
- ・河川水は通常pH6.5～8.5を示すが、河口での海水の混入、石灰岩地帯や田畑など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏季における植物プランクトンの光合成などの要因により、酸性にもアルカリ性にもシフトする。

③DO（溶存酸素量）

- ・水中に溶解している酸素量のことである。
- ・数値が低いほど、水質汚濁が進行している。
- ・一般に、清浄な河川における溶存酸素量は、ほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好氣的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素が低下する。溶存酸素の低下は、水域の浄化作用を低下させ、水生生物の窒息死を招く。

④BOD（生物化学的酸素要求量）

- ・水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量である。河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。
- ・数値が高いほど有機物の量が多く、水質汚濁が進行している。
- ・BODが高くなると、DOが欠乏しやすくなる。また、一般的に魚類の生息できる水質は、BOD値で5mg/L以下である。

⑤COD（化学的酸素要求量）

- ・水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を、酸素量に換算したものである。海水や湖沼水質の有機汚濁を測る代表的な指標である。
- ・数値が高いほど有機物の量が多く、水質汚濁が進行している。
- ・CODが高くなると、DOが欠乏しやすくなる。

⑥SS（浮遊物質）

- ・水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質である。
- ・沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。
- ・浮遊物質が多いと、透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。

⑦mg/L【単位】

- ・濃度の単位
- ・水 1 m³(1t) 中に、ある物質が 50g 含まれていれば、50mg/L となる。
- ・以前は ppm が、濃度の単位として使用されていたが、1996 年 4 月 1 日から濃度の単位は mg/L に変更になった。

⑧MPN【単位】

- ・Most Probable Number の略称で統計的に最も確からしい数値という意味。
- ・腸炎ビブリオ・大腸菌検査などの単位に使用する。

⑨高度処理型合併浄化槽

- ・通常の汚れ（有機物）のみでなく、窒素分及びリン分を除去する能力を有した浄化槽である。

(4)生活環境(騒音)

①等価騒音レベル (dB)

- ・騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。ある時間内で観測されたすべての測定値の平均値と考えてよい。表記は Leq。この Leq は一般に主観的な騒音の大きさと対応がよく、環境騒音の比較的長い期間、例えば数時間、1 日、1 ヶ月などの騒音を代表する値として用いられる。

②90%レンジ上端値・下端値 (dB)

- ・ある実測時間内に騒音レベルを一定回数サンプリングし、全ての測定値を大きさの順に並べかえて大きい方から 5%目の数値を 90%レンジ上端値といい、95%目の数値を 90%レンジ下端値という。

(5)生活環境(廃棄物処理施設における環境の状況)

①硫黄酸化物

- ・石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。
- ・大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。
- ・三重県四日市市のコンビナートでは、四日市ぜんそくとしても知られる公害病が発生し、社会問題となった。

②窒素酸化物

- ・一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、亜酸化窒素(一酸化二窒素)(N₂O)、三酸化二窒素(N₂O₃)、四酸化二窒素(N₂O₄)、五酸化二窒素(N₂O₅)など、窒素の酸化物の総称。
- ・硫黄酸化物とならび酸性雨(酸性降下物)粒子状物質の原因物質である。

③塩化水素

- ・刺激臭を有する無色の気体で、水にとかしたものが塩酸である。

- ・ガス状塩化水素は、粘膜を刺激し、結膜にも炎症を起こさせる。
- ・塩化ビニール樹脂の燃焼時に多量に発生し、大気を汚染するだけでなく、焼却炉の劣化も著しいため大きな問題となっている。

④電気伝導率

- ・物質の電気伝導のしやすさを表す物性値。
- ・ミリジーメンズ毎メートル[mS/m]
- ・ジーメンズ：電気抵抗 Ω の逆数で、電気の通りやすさを表す。

⑤塩素イオン

- ・水中に存在する塩化物のことである。
- ・塩化物は主として生活排水中に含まれ、塩素化物イオン濃度は汚染の一つの指標となる。

⑥g/Nm³【単位】

- ・標準状態（0℃・1気圧）における1m³あたりのグラム数
- ※Nはノルマル（標準状態）

